

射水市公共施設等 総合管理計画

平成 28 年 9 月
射水市

目次

第1章	はじめに	1
1	公共施設等総合管理計画策定の経緯	1
(1)	背景と目的	1
(2)	計画の位置付け	1
2	本計画の対象施設	3
3	計画期間	3
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1	公共施設等の現況	4
(1)	検討対象施設の整理	4
(2)	公共施設(建物)の状況	7
(3)	インフラ資産の状況	9
2	類似自治体との比較	12
(1)	類似自治体との比較に当たって	12
(2)	比較結果	13
3	人口の現況と今後の見通し	14
(1)	人口の推移	14
(2)	年齢3区分別人口の推移	15
(3)	今後の人口の見通し	16
4	財政の状況と今後の見通し	18
(1)	歳入の推移	18
(2)	歳出の推移	19
(3)	実質公債費比率・将来負担比率の推移	20
(4)	今後の財政の見通し	21
5	公共施設等に係る更新費用の見通し	23
(1)	公共施設(建物)の更新費用の見通し	26
(2)	インフラ資産の更新費用の見通し	27
(3)	公共施設等の更新費用の見通し	30
6	公共施設等の更新に係る財政負担(普通会計ベース)	32
7	市民アンケート調査の結果	34
8	公共施設等維持管理上の課題	39

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性 . . . 41

1	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	41
2	実現するための基本的な考え方	43
(1)	点検・診断等の取組	43
(2)	維持管理・修繕・更新等の取組	43
(3)	安全確保の取組	44
(4)	耐震化の取組	45
(5)	長寿命化の取組	45
(6)	統合や廃止の取組	47
(7)	持続可能な施設管理・運営の取組	47
(8)	将来的な施設建設抑制の取組	49
(9)	ソフト事業の充実に向けた取組	49
3	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の基本的な考え方	50
(1)	推進体制の構築	50
(2)	職員研修の実施	50
(3)	情報の一元管理	50
4	フォローアップの基本的な考え方	51

第4章 施設類型ごとの管理に関する方向性 52

1	市民文化系施設	56
2	社会教育系施設	61
3	スポーツ・レクリエーション系施設	65
4	産業系施設	69
5	学校教育系施設	71
6	子育て支援施設	74
7	保健福祉施設	78
8	医療施設	82
9	行政系施設	83
10	公営住宅	87
11	公園	89
12	供給処理施設	91
13	その他施設	93
14	病院施設（市民病院事業会計）	95
15	普通財産	96
16	インフラ資産	98

第5章 公共施設マネジメントに向けた目標設定	100
1 公共施設の目標	100
2 インフラ資産の目標	101
参考資料 今後の公共施設マネジメントに向けた取組事例 . .	102
用語解説	105

第1章 はじめに

1 公共施設等総合管理計画策定の経緯

(1) 背景と目的

射水市は、平成17年11月に1市3町1村が合併して誕生しました。本市が現在保有している公共施設の多くは、合併前の各自治体において高度経済成長期の人口増加に伴う時代の潮流や市民ニーズを背景としてそれぞれ整備されてきたものです。

今後、複数の同種目的施設を含めたこれらの多くの公共施設等が、老朽化により改修・更新時期を一斉に迎えることとなり、多額の維持更新費用が必要となることが予測されます。

その一方で、人口減少や超高齢社会の進行に伴い、税収の減少等が予想される厳しい財政状況の中では、現在の公共施設をそのまま維持更新していくことは、市政経営に大きな負担となり、ひいては真に必要な市民サービスに影響を及ぼすことが予想されます。

この公共施設の老朽化対策は、国においても国家的課題として捉え、公共施設の最適配置、最適利用の実現に向け、インフラ資産を含む公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、すべての地方公共団体に対し要請を行っています。

とりわけ本市のように平成の大合併によって機能的に重複した公共施設を複数所有することとなった自治体には喫緊の課題であり、公共施設の統廃合については合併の最大のメリットであることから、これまでも射水市公共施設の統廃合方針を策定するなど、行財政改革の一環として積極的に進めてきているところです。

また、本年6月にとりまとめた射水市公共施設白書において、公共施設を取り巻く現状を整理する上で明らかとなった課題からも、将来にわたって健全な行財政運営を継続していくためには、さらに強力に進めていかなければならないことが見えてきました。

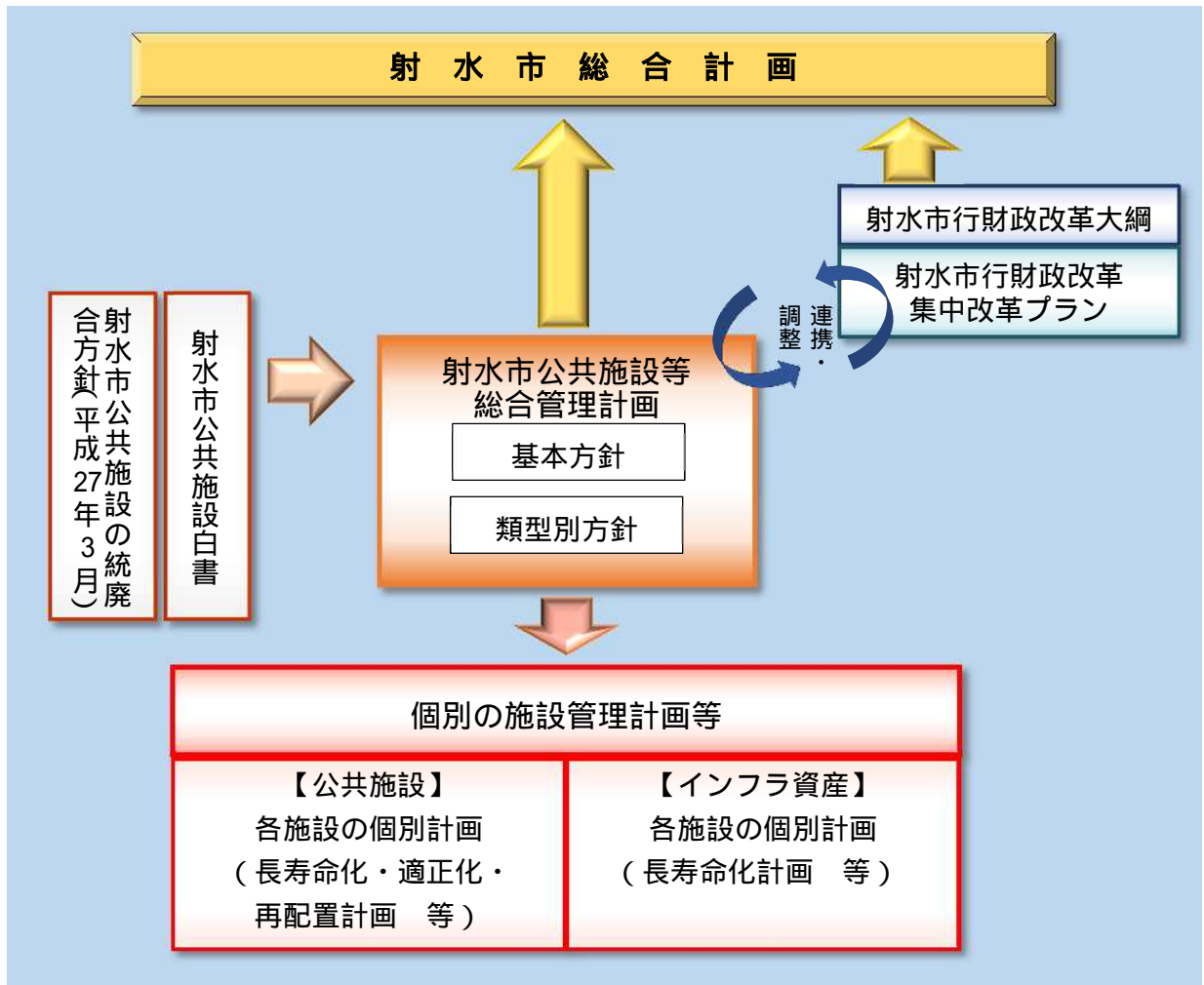
これらのことから、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで、子や孫の世代に適切に引き継いでいけるよう「射水市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置付け

この総合管理計画は、本市の最上位計画である「射水市総合計画」を行財政改革の観点から下支えする計画であり、「射水市行財政改革大綱」に基づく「射水市行財政改革集中改革プラン」と連携・調整を図りつつ、本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。

今後、策定する個別の施設管理計画等については、総合管理計画を踏まえ策定していくこととします。

【計画の位置付け】

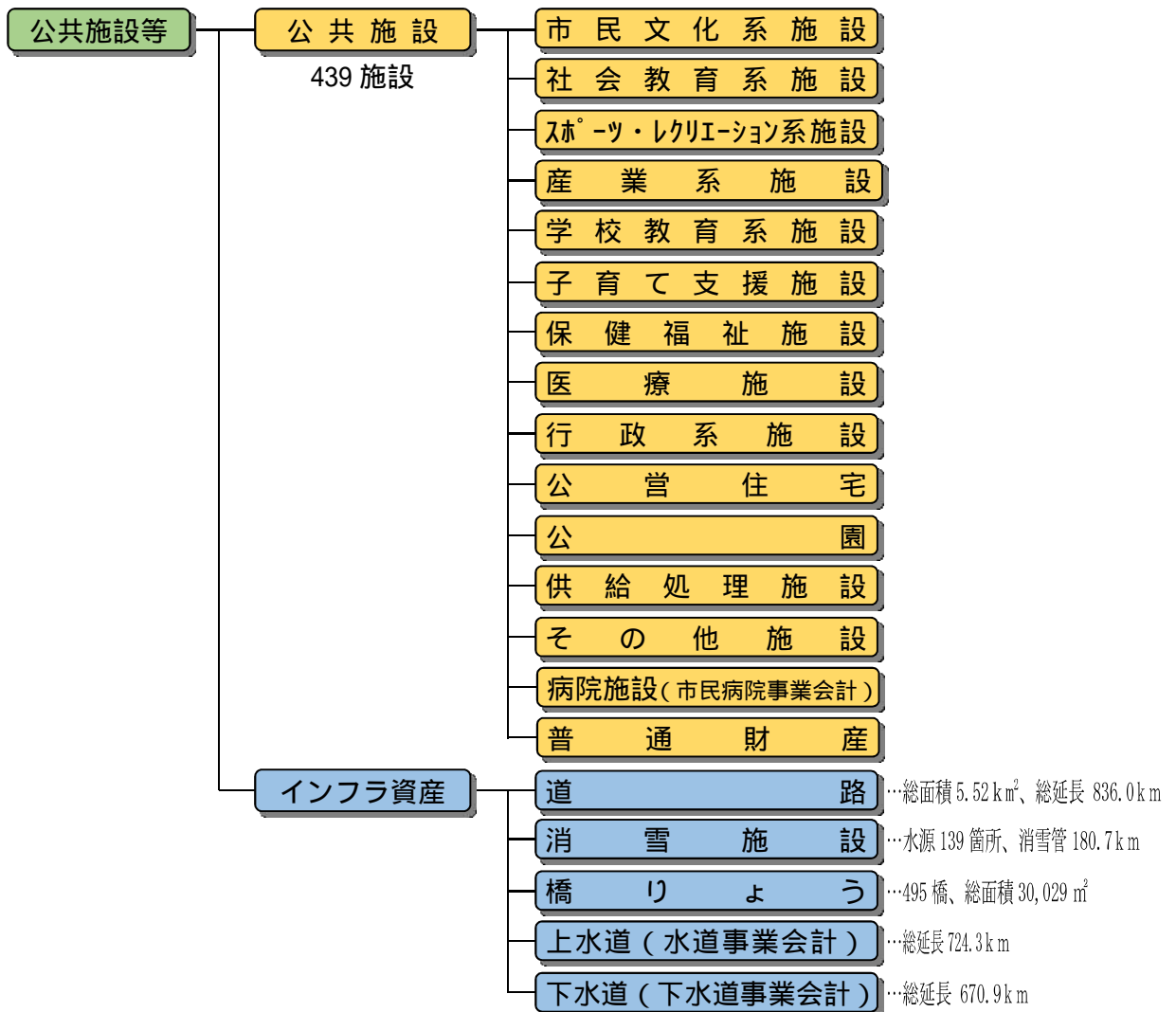


2 本計画の対象施設

本市が所有する公共施設は 439 施設（うち普通財産 24 施設）であり、インフラ資産は、道路が総面積 5.52 km²（総延長 836.0 km）、消雪施設が水源 139 箇所（消雪管 180.7 km）、橋りょうが 495 橋（総面積 30,029 m²）、上水道が総延長 724.3 km、下水道が総延長 670.9 km です。

本計画では、本市が所有する公共施設等を検討対象施設とし、以下の公共施設（建物）15 類型およびインフラ資産 5 類型を基本として整理します。

【検討対象施設・施設類型】



公共施設には、賃借物件を含む。

3 計画期間

公共施設等の計画的な管理・運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠であり、本市では昭和 50 年から平成元年にかけて整備された公共施設等が多いため、その更新や大規模改修が集中する期間を含む平成 66 年度までの 40 年を計画期間と設定します。